

MHM Asian Legal Insights

第 83 号 (2018 年 3 月号)

森・濱田松本法律事務所 アジアプラクティスグループ
(編集責任者：弁護士 武川 丈士、弁護士 小松 岳志)

今月のトピック

1. インド : 会社法改正法の公布
2. ベトナム : 小売業の外資規制—ENT の免除条件の明確化
3. ミャンマー① : 競争法規則の成立
4. ミャンマー② : 国家委員会による最低賃金改訂案の決定

今月のコラム —インドネシアのショッピングモール文化—

はじめに

このたび、森・濱田松本法律事務所アジアプラクティスグループでは、東南・南アジア各国のリーガルニュースを集めたニュースレター、**MHM Asian Legal Insights 第 83 号 (2018 年 3 月号)** を作成いたしました。今後の皆様の東南・南アジアにおける業務展開の一助となれば幸いに存じます。

1. インド：会社法改正法の公布

2018 年 1 月 3 日、2013 年会社法 (Companies Act, 2013) の改正法である会社法改正法 (Companies (Amendment) Act, 2017) がインド首相の承認を得て公布されました。会社法改正法は、2013 年会社法における用語の定義、マネジメント、ガバナンス等に関して改訂を加えています。

会社法改正法における主な改正内容は、以下のとおりです。

・主要役職者 (key managerial personnel) の定義の拡大

インド会社法においては、主要役職者に該当する者の責任規定を設けたり、兼任禁止や居住要件等の要件を規定したりしていますが、その主要役職者の概念について、常勤取締役の 1 階級下で取締役会から主要役職者として指名された者、というカテゴリーが新たに加えられました。

・インド居住取締役に関する要件の改訂

会社法はすべての会社に少なくとも 1 名のインド居住取締役を置くことを必要としており、従前、このインド居住取締役は、前暦年 (1 月~12 月) において 182 日以上インドに滞在していたことが必要とされていました。この点について、会社法改正法では、会計年度 (インドでは 4 月~3 月) において 182 日以上インドに滞在してい

MHM Asian Legal Insights

ることが必要とされるとして要件が改訂され、かつ、新たに設立された会社に関しては、会社設立日から会社が設立された会計年度末までの間で 182/365 の割合でインドに滞在していれば足りることとされました。

・年次報告書の簡易化

すべての会社は 1 年に 1 回、その財務書類等を当局に提出することが義務付けられており、この提出書類を年次報告書といいます。この年次報告書において、従前要記載事項とされていた、登記上の本社、主要な事業活動、親会社・子会社・関連会社の細目といった事項の記載が要求されなくなり、従前は取締役会報告書への掲載が要求されていたものが、取締役会報告書へリンクを記載すれば、インターネット上での公開が認められるようになるなど、簡易化が図られています。

・株主総会の開催の柔軟化

株主総会の開催に関しても柔軟化が図られています。すなわち、従前、定時株主総会は、会社の登記上の本社又は登記上の本社が所在する市町村で開催されなければならないとされていたものが、非上場会社については、全株主からの事前の書面又は電磁的方法による同意があれば、インド国内のどの場所においても開催が可能とされることとなりました。

・一部主要役職者の報酬の定め方の柔軟化

従前、主要役職者のうち、マネージング・ダイレクター、常勤取締役、マネージャーについては、会社法 Schedule V に定める居住要件や報酬制限等の条件に合致しない場合、中央政府の承認を得ることが必要とされていました。これに対し、会社法改正法においては、中央政府の承認を得ることが必要な場合のリストから、会社法 Schedule V に定める報酬制限の条件に合致しない場合が除かれました。この結果、上記主要役職者の報酬の定め方についての柔軟性が確保されました。

以上のように、会社法改正法は、重要な定義の精緻化、会社運営の柔軟化や簡易化を図り、インドにおける会社運営をより行いやすくする方向性を志向していると考えられます。

会社法改正法の下で、今後インドの会社運営がどのように効率化され、インドにおけるビジネスがより行いやすくなっていくか、動向を注視していく必要があります。

弁護士 小山 洋平
☎ 03-5220-1824
✉ yohei.koyama@mhmjapan.com

弁護士 臼井 慶宜
☎ 06-6377-9405
✉ yoshinori.usui@mhmjapan.com

MHM Asian Legal Insights

2. ベトナム：小売業の外資規制—ENTの免除条件の明確化

(1) 従来 of ENT の基準と免除条件

ベトナムでは、従前、小売業への外資出資比率は 49%に制限されていましたが、2009 年 1 月 1 日から当該制限は撤廃され、外資 100%での小売業への進出が許容されました。しかし、出資比率以外の規制として、外資企業による 2 店舗目以降の小売店舗開設の可否については経済需要に応じて個別に判断されるという、経済需要テスト (Economic Needs Test: いわゆる ENT) をクリアする必要があるとされています。そして、法令上、ENT の判断基準が抽象的・不明確であるため、実務上、当局の広範な裁量によって個別に判断され、外資企業にとっては 2 店舗目以降の小売店舗の開設が事実上困難となる事態も見られていました。

なお、ENT に関しては、商工業省 (Ministry of Industry and Trade) が 2013 年 4 月 22 日付で公表した外資企業による交易活動に関する通達 (Circular No. 08/2013/TT-BCT (2013 年 6 月 7 日施行)) (「通達 8 号」) により、省・中央直轄都市による商業マスタープランがあり、かつ、インフラが整備されている地域において、面積 500 平方メートル未満の規模の小売店舗を開設する場合には、当該小売店舗の開設については、ENT を経る必要がないとされ、一定程度の緩和が行われました。しかし、「インフラが整備されている地域」の具体的な内容は示されておらず、当該 ENT の免除を享受できる条件が必ずしも明確ではありませんでした。

(2) 本政令による ENT の基準と免除条件の明確化

この ENT の基準と免除条件に関し、外資企業による交易活動に関する政令 (Decree No.09/2018/ND-CP) (「本政令」) が発布されました。本政令は、2018 年 1 月 15 日より施行されています。

まず、ENT の免除条件に関し、本政令 23 条 1 項によれば、ENT の免除を受けることができる条件として、①面積 500 平方メートル未満の規模であること、②トレードセンターに位置すること、及び③コンビニエンスストア又はミニスーパーマーケットでないことが明記されました。免除を受けるためには、これら①から③すべての条件を満たす必要があります。これにより、従来必ずしも明確ではなかった ENT の免除条件が若干クリアになったものと評価できます。

また、ENT の審査基準として、通達 8 号では小売店舗が開設される地域の①小売店舗数、②市場安定性、③人口密度、④地域の規模が挙げられているに過ぎませんでしたが、本政令では、①小売店舗開設に伴って影響を受ける地域の規模、②同地域内の小売店舗数、③同地域内の市場安定性や伝統的なマーケット等への影響、④同地域内の交通渋滞、環境衛生及び防災への影響、⑤ベトナム人の雇用創出への貢献可能性及び国家予算への貢献可能性等の社会経済発展への貢献要素が挙げられました。した

MHM Asian Legal Insights

がって、本政令により、ENTの審査基準自体も明確性が増したものと評価できますが、引き続き当局の裁量が大きく影響することは否定できないため、留意が必要です。

なお、ベトナム政府は、外資への小売業の全面的な開放に関してはいまだ慎重な態度を取っていますが、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（TPP11協定）に参加表明していた日本やベトナムを含む11か国は、3月8日、同協定に署名をし、同協定の早期発効（早ければ2019年中）を目指しています。同協定がベトナムについても発効した場合、ベトナムについての発効から5年後にENTが撤廃されることが約束されていることもあり、今後の動向も注視する必要があります。

弁護士 埴 晋

☎ +66-2-266-6485 (バンコク)
✉ susumu.hanawa@mhmjapan.com

弁護士 山口 健次郎

(ホーチミンLNT & Partners 法律事務所出向中)
☎ 03-6266-8792
✉ kenjiro.yamaguchi@mhmjapan.com

3. ミャンマー①：競争法規則の成立

ミャンマー商業省（Ministry of Commerce）は、2017年10月9日付 Notification 第50/2017号（「本 Notification」）において、競争法（Competition Law）の施行細則である競争法規則（Competition Rules）（「本規則」）を公表しました。なお、本 Notification の日付によると、本規則は昨年10月時点で既に成立していたものと思われませんが、2018年2月下旬になって初めて商業省のウェブサイトで公表されたものです。

競争法は2015年2月24日に成立し、2年の準備期間を経て2017年2月24日より施行されています。しかし、2018年2月末時点においてもなお、その執行機関である競争委員会（Competition Commission）が未設立である等、その実質的な運用は行われていないのが実状です（同法に定める主な規制内容については、本レター第40号（2015年5月号）をご参照下さい）。

本規則は、競争委員会及び競争法違反の嫌疑案件を調査する調査委員会（Investigation Commission）の組織・運営、嫌疑案件の競争委員会への通報、関係当局による嫌疑案件の調査手続といった規制当局側の組織及び手続に関する規定がその大半を占めています。一点、事業者側への影響という観点から注目すべき内容として、嫌疑案件の調査に関する協力により一定の範囲における処罰の減免が受けられるリニエンシー制度の詳細が明記されたことが挙げられます。具体的には、嫌疑案件の調査開始前又は調査期間中において、当該案件に関与した者が自主的に調査への協力をを行った場合、提供された証拠・情報や調査協力の先後に応じ、裁判所の判断により、下表のとおり罰則について一定の減免が受けうるということが定められています。

MHM Asian Legal Insights

調査協力の時期	調査協力の先後	処罰減免の程度（上限）
調査開始前	1人目	（すべての証拠等を開示した場合）100% （一部の証拠等のみを開示した場合）80%
	2人目	50%
	3人目～5人目	30%
調査期間中	1人目～3人目	30%

なお、競争法に基づく規制の対象となる市場シェアや売上高等の具体的な基準は、法律上明記されておらず、施行細則等において追って明確化されることが想定されていました。本規則ではこれらの基準は特に定められておらず、今後、本規則に基づいて設立されることが見込まれる競争委員会が具体的な基準を定めていくことになると思われます。2015年の成立後、2017年に施行が開始された後にも、その運用に関しては何ら具体的な動きが見られなかった競争法ですが、本規則の制定を契機に今後本格的な運用開始に向けて当局の動きが活発化することもありうるところです。適用基準の制定を含め、当局の動向を注視していく必要があります。

（ご参考）

本レター第40号（2015年5月号）

<http://www.mhmjapan.com/content/files/00018144/MHM%20Asian%20Legal%20Insights%202015.5%20Vol.40.pdf>

4. ミャンマー②：国家委員会による最低賃金改訂案の決定

ミャンマーにおける労働者の最低賃金については、本レター第81号（2018年1月号）においてお伝えしたとおり、最低賃金の決定に関する国家委員会（「国家委員会」）が改訂後の最低賃金額の提案を公表していました。ミャンマー商工会議所連盟（UMFCCI）が公表した情報によりますと、2018年3月6日、国家委員会は、当初提案のとおり、最低賃金を1時間600チャット（現在の為替レートで約48円）、日給4,800チャット（現在の為替レートで約384円）と決定しました。上記最低賃金の適用対象についても当初提案どおりの決定がなされており、業種・勤務地域・職種・勤務形態を問わず等しく適用があるとする一方で、雇用する労働者が10名以下の場合及び家族経営事業の場合は適用対象外とされています。上記の規制は今後連邦政府の承認を経て適用が開始されることとなりますが、この連邦政府の承認がいつ頃行われるかについては未定です。

（ご参考）

本レター第81号（2018年1月号）

<http://www.mhmjapan.com/content/files/00030600/20180122-050832.pdf>

MHM Asian Legal Insights

弁護士 武川 丈士

☎ +65-6593-9752 (シンガポール)

☎ +95-1-255135 (ヤンゴン)

✉ takeshi.mukawa@mhmjapan.com

弁護士 眞鍋 佳奈

☎ +65-6593-9762 (シンガポール)

☎ +95-1-255137 (ヤンゴン)

✉ kana.manabe@mhmjapan.com

弁護士 井上 淳

☎ +95-1-255136 (ヤンゴン)

✉ atsushi.inoue@mhmjapan.com

MHM Asian Legal Insights

今月のコラムーインドネシアのショッピングモール文化ー

今回は、当事務所のインドネシア・ジャカルタデスク（AKSET Law 法律事務所内）に駐在している筆者が、インドネシアのショッピングモール文化についてご紹介したいと思います。

インドネシアの都市圏に住む人々にとって、ショッピングモールは欠かせません。インドネシアの首都ジャカルタには、180 近いモールがあります。ジャカルタ首都特別州の人口が 1,017 万人（2015 年）、広さが約 660km²、東京 23 区の人口が 921 万人（2016 年）、広さが 620km² であり、人口・広さがジャカルタと東京 23 区でほぼ同じことを考えれば、ショッピングモールの数の大きさがお分かりいただけるかと思います。

ショッピングモールでは、ブティック、レストラン、フードコート、映画館、ヘアサロン等様々な店舗が軒を連ねます。また、フィットネスや室内遊園地、病院を兼ね備えるショッピングモールもあり、大きなショッピングモールでは店舗数が 200 以上に達します。オフィスビルやマンションが併設されているショッピングモールも多く、外国人や高所得者層向けの高級ショッピングモールでは、一階に立ち並ぶ高級ブティックと最上階のルーフトップバーは、ショッピングモールの定番です。AKB48 グループの 1 つである JKT48 の専用劇場もショッピングモールの中に設置されています。ショッピングモールは、インドネシアの人々にとって、生活の基盤であり、娯楽の基盤であるといえるでしょう。

他方で、ジャカルタでは、中高所得者向けの路面店は少ないのが特徴的です。ジャカルタで、路面店のお洒落なセレクトショップや雑貨屋等を見かけることはほとんどありません。これは、外国人や中高所得者層は、車での移動がメインであり、公道をほとんど歩かないことが一因かと思われます（その反動として、ショッピングモール文化が栄えたのかと思います）。

ジャカルタにお立ち寄り際には、ぜひ複数のショッピングモールを見比べではいかがでしょうか（写真はオフィス近くにあるグランド・インドネシアというショッピングモールです）。



（弁護士 立川 聡）

MHM Asian Legal Insights

文献情報

- 論文 「アンチダンピング調査における価格効果分析と因果関係の立証」
掲載誌 国際商事法務 Vol.46 No.2
著者 柴田 久

- 論文 「＜東南アジア各国における会社法制と法務上のリスク（6）＞
各論 インドにおける会社法制と主要な法務上のリスク」
掲載誌 月刊監査役 678号
著者 小山 洋平、臼井 慶宜

NEWS

- **パートナー及びオブ・カウンセル就任のお知らせ**

本年1月1日付にて、下記の12名の弁護士がパートナーに就任いたしました。

【パートナー】

加賀美 有人、大室 幸子、金丸 祐子、末廣 裕亮、園田 観希央、竹内 哲、東 陽介、本間 隆浩、村上 祐亮、山内 洋嗣、李 政潤、河島 勇太

また、同日付で7名の弁護士がオブ・カウンセルに就任いたしました。

【オブ・カウンセル】

佐藤 貴哉、田井中 克之、田中 浩之、藤田 知也、市村 拓斗、石田 幹人、金丸 由美

今後ともクライアントの皆様により良いリーガル・サービスを提供するため、日々研鑽に努めて参ります。引き続きご指導、ご鞭撻のほど宜しくお願いいたします。

- **Chambers Global 2018 にて高い評価を得ました**

Chambers Global 2018 で、当事務所は日本における下記の分野で上位グループにランキングされ、25名の弁護士がその分野で日本を代表する弁護士に選ばれました。当事務所のバンコクオフィス及びヤンゴンオフィスにおいても下記の分野で上位グループにランキングされ、各オフィスに所属する弁護士が下記の分野にて高い評価を得ております。

なお、ヤンゴンオフィスは日本の法律事務所として唯一、GENERAL BUSINESS LAW : MYANMAR 及び GENERAL BUSINESS LAW : INTERNATIONAL FIRMS - MYANMAR の分野でランクインし、ヤンゴンオフィスの代表である武川 丈士

MHM Asian Legal Insights

が日本人として唯一 GENERAL BUSINESS LAW : INTERNATIONAL FIRMS – MYANMAR にランクインしております。

詳細は Chambers のウェブサイトに掲載されております。

JAPAN

- Banking & Finance : Domestic (Band 1)
- Capital Markets : Domestic (Band 1)
- Capital Markets : Domestic Securitisation & Derivatives (Band 1)
- Corporate/M&A : Domestic (Band 1)
- Corporate/M&A (Foreign Expertise) : China
- Dispute Resolution : Domestic (Band 2)
- Intellectual Property : Domestic (Band 2)

MYANMAR

- General Business Law (Band 4)
- General Business Law : International Firms (Band 3)

THAILAND (Chandler MHM Limited)

- Banking & Finance (Band 2)
- Corporate/M&A (Band 2)
- Projects & Energy (Band 1)

< 弁護士 >

JAPAN

- Banking & Finance : Domestic
Leading Individual : 桑原 聡子、佐藤 正謙、小林 卓泰、青山 大樹
- Banking & Finance : Domestic Firms : Financial Services Regulation
Leading Individual : 石黒 徹
- Capital Markets : Domestic
Leading Individual : 石黒 徹、鈴木 克昌、尾本 太郎
- Capital Markets : Domestic : Securitisation & Derivatives
Leading Individual : 佐藤 正謙、江平 享
- Capital Markets : J-REITs
Leading Individual : 藤津 康彦、尾本 太郎
- Corporate/M&A : Domestic
Leading Individual : 菊地 伸、桑原 聡子、棚橋 元、土屋 智弘、石綿 学、大石 篤史、松村 祐土、紀平 貴之、小島 義博

MHM Asian Legal Insights

- Corporate/M&A (Foreign Expertise) – Japan : China
Leading Individual : 射手矢 好雄、石本 茂彦、康 石
- Dispute Resolution : Domestic
Leading Individual : 関戸 麦
- Dispute Resolution : Arbitration (Foreign Expertise) – Japan : China
Leading Individual : 射手矢 好雄
- Intellectual Property : Domestic
Leading Individual : 三好 豊
- Intellectual Property (Foreign Expertise) – Japan : China
Leading Individual : 小野寺 良文

CHINA

- Corporate/M&A (International Firms) (Expertise Based Abroad) – China :
Japan Leading Individual : 射手矢 好雄、康 石
- Intellectual Property (International Firms) (Expertise Based Abroad) – China :
Japan Leading Individual : 小野寺 良文

MYANMAR

- General Business Law
Leading Individual : ウィン・ナイン
- General Business Law : International Firms
Recognised Practitioner : 武川 丈士
- General Business Law : International Firms (Expertise Based Abroad)
Leading Individual : アルバート・チャンドラー (Thailand, Chandler MHM Limited)

THAILAND (Chandler MHM Limited)

- Banking & Finance
Leading Individual : アルバート・チャンドラー、ジェッサダー・サワッディポン
Recognised Practitioner : ジョセフ・ティスティウオン
- Corporate/M&A
Leading Individual : ラッタナ・プーンソムバットラート
- Projects & Energy
Leading Individual : アルバート・チャンドラー、ジェッサダー・サワッディポン、ジョセフ・ティスティウオン
Recognised Practitioner : ラッタナ・プーンソムバットラート

(当事務所に関するお問い合わせ)
森・濱田松本法律事務所 広報担当
mhm_info@mhmjapan.com
03-6212-8330
www.mhmjapan.com